

第 6 章

安全・安心

1 基本方針

障害のある人が地域社会において、安全・安心して生活するためには安全・安心な暮らしを支える生活環境づくりというものが不可欠です。災害に備えのある安全で安心な暮らしを確保するため防災体制の充実や防災意識、災害対応力の向上を図ってまいります。

また犯罪のないまちづくりのための情報提供や関係機関の連携による防犯に対する意識の向上や社会問題化している消費者被害から障害者の消費者としての利益の保護を図ってまいります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

2 現状と施策の方向性について

課題（1）防災対策の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 地域防災計画の充実	「地域防災計画」(平成25年1月改訂)に、要配慮者（災害時要援護者） ¹ への支援内容や取組み等について記載しています。	支援内容や取り組み等については適宜地域防災計画の見直しを行い、支援体制の充実を図ります。 [担当課] 危機管理課

¹東日本大震災の発生により、災害時要援護者（高齢者、障害者等）とその支援者（消防団員、民生委員等）が多数犠牲となった教訓を踏まえ、平成26年4月に災害対策基本法が改正され、「災害時要援護者」という表記は「要配慮者」へ名称が変更された。「要配慮者」の中で、特に災害時に避難支援を要する方については「避難行動要支援者」とされています。

項目	現状	施策の方向性
2. 関係部局の連携の強化	災害時要援護者対策推進委員会により関係部局の連携を強化しています。	定期的に災害時要援護者対策推進委員会を開催することにより関係部局の連携を強化し、災害時における要配慮者の支援を推進します。 [担当課] 危機管理課
3. 避難所 ² の整備	小中学校及び高等学校の宿泊可能避難所に、車いすで利用できる仮設トイレや車いすを備蓄しました。 また、福祉避難所には、刻み食・流動食になる食料や紙おむつ、おしり拭き等要配慮者に配慮した用品の備蓄を行っています。	要配慮者へ配慮した資機材等の備蓄を行うなど引き続き避難所の整備を図ります。 また、障害種別や身体状況等により必要な資機材が異なるため、自身の状況に応じた資機材については、自助として平時からの準備を働きかけます。 [担当課] 危機管理課
4. 福祉避難所の設置	避難生活に特別な配慮が必要な要配慮者の生活の場として、平成24年度に市公共施設33施設、平成26年度に市立船橋特別支援学校（金堀校舎・高根台校舎）を福祉避難所として指定しました。	福祉避難所をさらに確保するため、民間の社会福祉施設等についても、福祉避難所指定の協定締結に努めます。 [担当課] 危機管理課

²避難所には、被災者の一時的な生活の場となる「宿泊可能避難所」と、宿泊可能避難所では対応できない要配慮者のため配慮がされた「福祉避難所」があります。

項目	現状	施策の方向性
5. 緊急一時入所の協定締結	災害時における要配慮者の緊急一時入所の受け入れについて、市内の社会福祉施設等との協定締結に向け、平成24年度に各施設に調査を行いました。	障害者施設や高齢者施設等を運営する法人等に働きかけ、順次協定締結に努めます。 [担当課] 危機管理課
6. 災害時の情報提供・緊急時の通報システムについて	ふなばし安全・安心メールの登録やひとり暮らしまたはそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し緊急通報装置の貸与などを行っています。	障害のある人に対し、ふなばし安全・安心メールの登録の推進や緊急通報装置の制度の周知を行っていきます。 [担当課] 障害福祉課
7. 災害対応の充実	市の総合防災訓練において、平成25年度に福祉避難所の開設訓練等を行い、要配慮者の受け入れについての訓練を行いました。また、福祉施設と防災MCA無線による通信訓練も併せて行いました。 各施設への実施指導の際に、防災訓練の実施の有無や避難通路等防災体制についてのチェックや指導を行っています。	福祉避難所の開設や受け入れ訓練ならびに各施設の防災体制の確認などを通し、災害対応の充実を図っていきます。 [担当課] 危機管理課

項目	現状	施策の方向性
8. 地域防災体制の整備	<p>要配慮者支援対策について、平成24年3月に策定した「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、町会・自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等に、説明を行っています。</p> <p>また、平成25年3月に作成し、全戸配布した「防災ハンドブック」においても、要配慮者の支援について記載し、啓発を図っています。</p> <p>市では、ガイドラインに基づく災害時要援護者（避難行動要支援者³⁾台帳を作成し、このうち、地域との情報共有に同意した災害時要援護者の名簿を平成24年度から整備しています。</p> <p>整備した名簿は、船橋市社会福祉協議会に情報提供を行うなど、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業⁴⁾と連携し、災害時の地域における避難支援について地域との共有を図っています。</p>	<p>要配慮者支援対策について、「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」などを活用し啓発を図るほか、自主防災組織の結成率向上や地域防災リーダー養成講座の充実など地域防災体制の整備に努めます。</p> <p>社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、地域における災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難支援体制づくりの推進に努めます。</p> <p>[担当課] 危機管理課 地域福祉課</p>

³⁾東日本大震災の発生により、災害時要援護者（高齢者、障害者等）とその支援者（消防団員、民生委員等）が多数犠牲となった教訓を踏まえ、平成26年4月に災害対策基本法が改正され、「災害時要援護者」という表記は「要配慮者」へ名称が変更された。「要配慮者」の中で、特に災害時に避難支援を要する方については「避難行動要支援者」とされています。（再掲）

⁴⁾災害時や突発的な発病など日常生活における緊急時に備え、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害者等が、緊急連絡先や持病等の情報を登録する事業（登録任意）。登録した情報は出来る限り迅速かつ適切な救援・支援を行えるよう、地域や関係機関・団体で共有するしくみです。

課題（2）防犯対策の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 防犯情報の提供	防犯情報・不審者情報等については、「船橋ひやり・ハッと防犯・交通安全情報」として登録者にメールで配信しています。	「船橋ひやり・ハッと防犯・交通安全情報」について障害者の方の利用促進に努めます。 [担当課] 市民安全推進課
項目	現状	施策の方向性
2. 関係機関の連携による犯罪被害の防止	警察と地域団体、行政等の連携により防犯活動を行い、犯罪被害の防止に努めています。	犯罪被害の防止のための地域の障害者団体、福祉施設との連携のあり方について検討します。 [担当課] 市民安全推進課

課題（3）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

項目	現状	施策の方向性
1. 消費者トラブルに関する情報提供について	消費者庁や、国民生活センター等からの情報を元に、広報紙や市のホームページ等により情報発信し、また、くらしの情報の発行により消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んでいます。	消費者庁や、国民生活センター等からの情報は元より、関係部署からの障害者に関する情報を入手し、広報紙や市のホームページ、くらしの情報等により情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組みます。 [担当課] 消費生活課

項目	現状	施策の方向性
2. 消費者トラブルに関する関係機関の連携	消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との連携により情報交換を行うことで、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んでいます。	関係部署との連携により、障害者団体を把握したうえで、今後の取り組みを検討します。 [担当課] 消費生活課
3. 消費生活相談体制の整備	消費生活センターで消費生活相談を実施しているが、相談受付は来訪や電話による受付で行っています。	現在行っている、障害者からの相談のほか、今後、専門的な研修等が実施される際は、受講について検討します。 [担当課] 消費生活課
4. 消費者教育の推進	町会・自治会、学校等において、まちづくり出前講座を実施、各会場に講師を派遣し、消費生活に役立つ知識や情報を提供しています。	障害者施設等においてもまちづくり出前講座を実施することにより、障害者等に対する消費者教育の推進に努めます。 [担当課] 消費生活課